

資料編



1	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	127
(1)	志布志市地域福祉計画策定委員会設置要綱	127
(2)	志布志市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	129
2	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討会	131
(1)	志布志市地域福祉計画策定検討会規程	131
3	各種調査	133
(1)	市民意識調査	133
(2)	各種団体アンケート調査	133
(3)	福祉関係団体ヒアリング調査（事前アンケート調査）	134
(4)	福祉関係団体ヒアリング調査（訪問調査）	134
4	計画の策定経過	135
5	災害対策抜粋	138
6	用語解説	139

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

(1) 志布志市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく志布志市地域福祉計画(次条において「計画」という。)の策定に関し、市民等の意見を反映させるため、志布志市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情を踏まえた計画策定上の課題について検討すること。
- (2) 計画の基本方針について検討すること。
- (3) 計画の内容について検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 老人クラブの代表者
- (3) 民生委員・児童委員連絡協議会の代表者
- (4) 介護保険施設の職員
- (5) 医療施設の職員
- (6) 保育事業者等連絡協議会の代表者
- (7) 地区社会福祉協議会の代表者
- (8) 公募により選任された者
- (9) その他市長が適当と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年3月26日から施行する。

(この告示の執行)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。



策定委員会の様子



策定委員会の様子

(2) 志布志市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 志布志市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の福祉ニーズ、福祉課題に対応するために、住民・行政関係機関等との協働により地域福祉活動計画を策定することを目的に、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に設置する。

(目的)

第2条 志布志市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）は、長期的な視野に立ち、志布志市における地域福祉推進事業並びに民間福祉活動促進、市社協の基盤強化・活動のあり方について、志布志市と連携を図りながら地域福祉活動計画を策定する。

(構成)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる分野から市社協会長が委嘱する。

3 この委員会に会長は必要に応じアドバイザーを若干名委嘱することができる。

(委員会)

第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(任務)

第5条 委員会の任務は、会長の諮問を受け次のとおりとする。

(1) 地域福祉活動計画の策定

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を決め、その意見を聞くことができる。

(提携)

第7条 市社協は、志布志市と提携し、地域福祉活動計画又は地区別地域福祉活動計画の策定及び策定委員会の協議にあたり、事務を協働する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市社協事務局にて処理する。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

(この要綱の執行)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別表

志布志市社会福祉協議会地域福祉（活動）計画策定委員会名簿

番号	種 別		氏 名	団体・機関名
1	障害者団体の代表		山裾 光次	志布志市身体障害者連絡協議会
2	老人クラブの代表		久米村 勉	志布志市老人クラブ連合会
3	民生委員・児童委員連絡協議会の代表	◎	村岡 政美	志布志市民生委員・児童委員協議会連合会
4	介護保険施設の職員		竹之内 美保子	特別養護老人ホームやっちく
5	医療施設の職員		谷川 るり子	曾於医師会立病院
6	保育事業者等連絡協議会の代表者		吉徳 伸一	ひばり保育園
7	地区社会福祉協議会の代表者		原田 輝明	松山地区社会福祉協議会
8			伊地知 孝	志布志地区社会福祉協議会
9			畑山 昭俊	有明地区社会福祉協議会
10	市民代表		森下 和子	松山町
11			内藤 由佳	志布志町
12			山口 康信	有明町
13	企業・ボランティア及び市民団体関係者		篠原 順子	志布志市ボランティア団体
14			諏訪 直文	志布志市N P O法人
15		○	馬場 興市	志布志市共同募金委員会
16			田中 郁子	志布志市女性会連合会
17			濱崎 敏子	志布志市商工会
18			中島 新互 (平成 25 年 4 月 30 日まで)	志布志市ふるさとづくり委員会
		井久保 修二 (平成 25 年 5 月 1 日より)		
19	学校教育関係者		野村 広志	志布志市 P T A 連絡協議会
20			原口 健児	志布志市立小中学校代表
21	保健医療及び福祉関係者		川崎 誉代 (平成 25 年 3 月 31 日まで)	大隅地域振興局保健福祉環境部 地域保健福祉課地域支援係
			永野 富美子 (平成 25 年 4 月 1 日より)	
アドバイザー			高橋 信行	鹿児島国際大学教授

◎委員長 ○副委員長（敬称略、順不同）

2 志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討会

(1) 志布志市地域福祉計画策定検討会規程

(設置)

第1条 志布志市地域福祉計画の策定に関し、関連する部門間の連携を図り、総合的に検討するため、志布志市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(組織)

第2条 検討会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長及び副会長)

第3条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月26日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	
総務課	消防防災係長	留 中 政 文	
企画政策課	男女参画推進室長	大 村 涼 子	
	企画調整係長	西 洋 一	
	地域政策係長	高 野 利 彦	
情報管理課	地域情報係長	杉 田 聖 次	
市民環境課	環境政策係長	中 水 忍	
福祉課	児童福祉係長	黒 石 直 也	
	社会福祉係長	松 崎 陽 子	
	保護係長	鎌 下 秀 樹	副会長
保健課	課長補佐	平 井 孝 実	
	介護保険係長	富 重 隆 之	
	保健対策係長	梶 真由美	会長
	地域支援係長	牧 野 みさ子	
産業建設課	建築係長	富 岡 裕	
生涯学習課	社会教育係長	野 辺 修 治	
	生涯学習係長	松 永 憲 一	
	計	16名	

規程第4条第5項の職員 社会福祉協議会（オブザーバー）

所 属	職 名	氏 名	
社会福祉協議会	福祉課長補佐	有 馬 美津枝	
	主任介護支援専門員	小 野 さつ代	
	訪問介護員	秋 山 ま ち	
	計	3名	

規程第4条第5項の者（オブザーバー）

所 属	職 名	氏 名	
その他関係 機関・団体	ボランティアなかよし会長	永 沼 順 子	
	有明町民生委員・児童委員	中 村 睦 子	
	NPO法人地域防災推進協議会	大 山 博 美	
	志布志保育所副園長兼主任	岡 元 浩 子	
	シルバー人材センター事務局次長	大 池 秀 彦	
	計	5名	

3 各種調査

(1) 市民意識調査

① 調査の目的

本調査は、「志布志市地域福祉計画」及び「志布志市地域福祉活動計画」策定に係る基礎調査として、市民の地域福祉に関する実態や要望、意見等を把握することを目的に実施しました。

② 調査の方法

調査地域・・・志布志市全域

調査対象・・・志布志市在住の20歳以上の男女2,000人
(住民基本台帳より無作為抽出)

調査方法・・・調査票による本人記入方式(郵送配布・郵送回収による調査法)

調査期間・・・平成24年11月21日～平成24年12月18日

③ 回収結果

調査件数	回収件数	回収率	有効回答数	無効回答数	有効回答率
2,000件	1,220件	61.0%	1,202件	18件	60.1%

(2) 各種団体アンケート調査

① 調査の目的

本調査は、「志布志市地域福祉計画」及び「志布志市地域福祉活動計画」策定に係る基礎調査として、社会福祉推進に関わっておられる団体の実態や意見等を把握することを目的に実施しました。

② 調査の方法

調査対象・・・志布志市の福祉団体、ボランティア、NPO団体等192団体

調査方法・・・調査票による団体記入方式(郵送配布・郵送回収による調査法)

調査期間・・・平成25年2月1日～平成25年2月28日

回収結果・・・回収件数(142団体：74.0%)

（３）福祉関係団体ヒアリング調査（事前アンケート調査）

① 調査の目的

本調査は、「志布志市地域福祉計画」及び「志布志市地域福祉活動計画」策定に係る基礎調査として、福祉関係団体の地域福祉に関する実態や要望、意見を把握することを目的に実施しました。

② 調査の方法等

調査依頼先・・・障がい福祉分野 市内7事業所

児童福祉・子育て支援分野 市内9事業所

高齢者福祉分野 市内8事業所

調査方法・・・調査票による事業所記入方式（郵送配布による調査法）

調査期間・・・平成25年6月4日～平成25年6月20日

（４）福祉関係団体ヒアリング調査（訪問調査）

① 調査の目的

本調査は、「志布志市地域福祉計画」及び「志布志市地域福祉活動計画」策定に係る基礎調査として、福祉関係団体事前アンケート調査をもとに、各分野の事業所を選定して、訪問ヒアリングによりの地域福祉に関する実態や要望、意見を把握することを目的に実施しました。

② 調査の方法等

調査依頼先・・・障がい者（児）施設 市内5事業所

児童施設 市内3事業所

高齢者施設 市内3事業所

調査方法・・・事前調査票による訪問ヒアリング調査

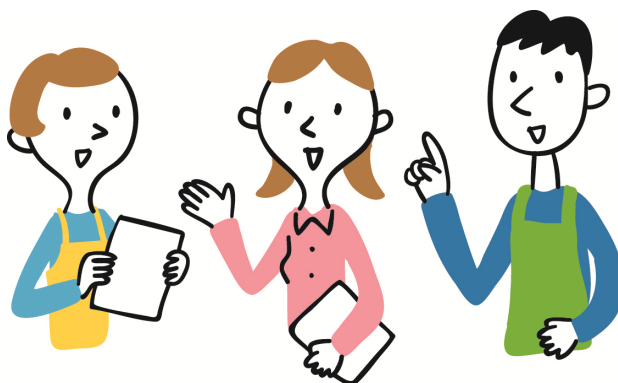
調査期間・・・平成25年7月23日～平成25年8月2日

4 計画の策定経過

開催日	会議名等	内 容
平成 24 年 11 月 21 日～12 月 18 日	市民意識調査の実施	20 歳以上の市民に実施 (郵送調査方法) 2,000 票配布 (回収 1,220 票)
平成 25 年 2 月 1 日～2 月 28 日	各種団体アンケート 調査	192 団体に実施 (郵送調査方法) (回収 142 団体)
3 月 26 日	第 1 回策定委員会	1. 辞令交付 2. 委員長及び副委員長の選出について 3. 地域福祉と福祉計画について 4. 志布志市地域福祉計画及び地域福祉 活動計画の概要について 5. 市民意識調査の結果について 6. 今後のスケジュールについて
6 月 4 日～6 月 20 日	福祉団体ヒアリング 調査(事前アンケート 調査)	障がい福祉、児童福祉、高齢者福祉 24 事業所に依頼
6 月 18 日～7 月 4 日	第 1 回住民座談会	市内 11 地区で開催
7 月 22 日～8 月 8 日	第 2 回住民座談会	市内 11 地区で開催
7 月 23 日	第 1 回策定検討会	1. 会長及び副会長の選出について 2. 地域福祉計画及び地域福祉活動計 画の趣旨について 3. 作業の進め方について 4. グループワーク ・現状課題から取り組み体系検討
7 月 23 日～8 月 2 日	福祉団体ヒアリング 調査 (訪問調査)	障がい福祉、児童福祉、高齢者福祉 11 施設へ訪問ヒアリング調査
8 月 6 日	第 2 回策定委員会	1. 計画策定にあたって (第 1 章) 2. 志布志市の概要について (第 2 章) 3. 施策体系の検討について (第 3 章) 4. 地域住民座談会の実施状況報告 5. 今後の進め方について
8 月 26 日～9 月 6 日	第 3 回住民座談会	市内 11 地区で開催

開催日	会議名等	内 容
9 月 24 日	第 2 回策定検討会	1. 第 2 回地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定委員会報告 2. 第 3 章 計画の基本的な考え方につ いて （基本目標、施策体系の検討） 3. グループワーク 第 4 章 具体的な取り組みと役割分担 ・現状課題について検討
10 月 7 日	第 3 回策定検討会	1. 第 3 章 計画の基本的な考え方につ いて （基本目標、施策体系の確認） 2. グループワーク 第 4 章 具体的な取り組みと役割分担 ・現状、課題について追加、修正 ・目指す方向性、具体的な取組につ いて検討
10 月 28 日	第 3 回策定委員会	1. 第 3 章 具体的な取り組みと役割に ついて 2. 地区計画(案)の報告について 3. 今後の進め方について
11 月 8 日	第 4 回策定検討会	1. 第 3 章 計画の基本的な考え方につ いて 2. グループワーク ・基本理念について 3. 第 4 章 具体的な取り組みと役割分 担(修正) 4. 第 5 章 計画の推進に向けて
12 月 2 日	第 4 回策定委員会	1. 計画素案の検討 2. 第 3 章 計画の基本的な考え方につ いて 3. 第 4 章 具体的な取り組みと役割分 担について 4. 第 5 章 計画の推進に向けて 5. 第 6 章 地区計画について 6. 今後の進め方について

開催日	会議名等	内 容
平成 26 年 1 月 6 日～1 月 28 日	パブリックコメント の実施	市ホームページ 市役所本庁、各支所 社会福祉協議会本所、各支所
1 月 15 日	まちづくり委員会	計画素案の意見聴取
2 月 14 日	第 5 回策定委員会	1. パブリックコメント結果について 2. 計画案の承認
2 月 17 日	庁議	計画案の承認



5 災害対策抜粋

台風接近時や豪雨など自主避難を行う場合は、次の施設を開設します。なお、自主避難される場合は事前にご連絡をお願いします。

一次開設 通常の避難場所

二次開設 災害救助法が適用された場合等の追加避難場所

地区	1次・2次 区分	津波 災害時	避難場所の名称	所在地	電 話
松山町	一次開設		老人福祉センター	松山町新橋 268	487-2111
	一次開設		やっちくふれあいセンター	松山町泰野 3410	481-4000
	一次開設		尾野見地区公民館	松山町尾野見 44-3	487-8776
	二次開設		松山小学校	松山町新橋 1502	487-2004
	二次開設		泰野小学校	松山町泰野 3743	487-8159
	二次開設		松山中学校	松山町泰野 3870	487-8158
志布志町	二次開設		尾野見小学校	松山町尾野見 36	487-8615
	一次開設	×	志布志小学校	志布志町帖 6398	472-1358
	一次開設	×	志布志支所	志布志町志布志 2丁目1番1号	472-1111
	一次開設	×	香月地区公民館	志布志町志布志 3丁目28番6号	473-0321
	一次開設		安楽地区公民館	志布志町安楽 1781	472-3627
	一次開設		帖五区農産研修センター	志布志町帖 4789	472-5650
	一次開設		志布志市文化会館	志布志町志布志 2238-1	472-3050
	一次開設		潤ヶ野小学校	志布志町帖 10688	479-1314
	一次開設		森山小学校	志布志町内之倉 1643	479-1616
	一次開設		四浦小学校	志布志町内之倉 7185	479-1621
	一次開設		田之浦中学校	志布志町田之浦 2018	479-1620
	一次開設		出水中学校	志布志町内之倉 3500	479-1316
	一次開設		上田之浦山村研修センター	志布志町田之浦 1684-4	
	一次開設		八野地区農業構造センター	志布志町内之倉 4525	479-2253
	一次開設	×	夏井地区公民館	志布志町夏井 485	
	二次開設		志布志中学校	志布志町帖 3394	472-1357
	二次開設		旧老人憩いの家	志布志町帖 6571-9	
	二次開設	×	香月小学校	志布志町安楽 188	472-0246
	二次開設	×	志布志健康ふれあいプラザ	志布志町志布志 3222-1	472-1800
	二次開設	×	志布志運動公園体育館	志布志町安楽 190-46	473-2551
	二次開設	×	志布志運動公園武道館	志布志町安楽 190-46	473-2551
	二次開設		安楽小学校	志布志町安楽 1769	472-1426
	二次開設		一丁田公民館	志布志町安楽 6142-19	
	二次開設		潤ヶ野地区営農研修センター	志布志町内之倉 3453	479-1242
	二次開設		八野小学校	志布志町内之倉 5450	479-1312
有明町	一次開設		高齢者コミュニティセンター	有明町伊崎田 8895	474-1510
	一次開設		有明小学校	有明町野井倉 1182	474-0006
	一次開設	×	通山小学校	有明町野井倉 8304-4	477-0555
	一次開設		蓬原小学校	有明町蓬原 815	475-0102
	一次開設		野神小学校	有明町野神 3139	475-0002
	一次開設		原田小学校	有明町原田 529-2	475-0004
	一次開設		山重小学校	有明町山重 10873-2	475-0055
	二次開設		伊崎田中学校	有明町伊崎田 8866	474-0623
	二次開設		有明中学校	有明町野井倉 1582	474-0011
	二次開設		有明総合体育館	有明町野井倉 1760	474-1670
	二次開設		農村環境改善センター	有明町野井倉 1756	
	二次開設		宇都中学校	有明町原田 2256-1	475-0115
	二次開設		農村研修センター	有明町蓬原 2249	475-1107

●避難のときに注意することは？

- ① テレビやラジオ等の情報に注意しましょう。
- ② 台風等は、急激に風が強くなる場合があります。不安を感じたら早めに避難しましょう。
- ③ 避難される場合は、必ず親類の方などに連絡をして避難しましょう。
- ④ 避難するときは、家庭内の火の後始末、戸締りをわすれずに！
- ⑤ 避難する場合の持ち出し品は日頃から家庭内で相談して、準備しておくとう便利です。

6 用語解説

あ行

●ICT

Information and Communication Technology 情報通信技術の一般の総称である。従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として定着しつつある。また、技術そのものだけでなく、情報通信技術を利用した製品・サービスやそれらが普及している状況を指すこともある。

●青パト

正式名称は「青色回転灯装備車」といい、警察から自主防犯パトロールを適切に行うことができるとの証明を受けた団体は、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール（青色防犯パトロール）を行うことができる。青色防犯パトロールは、見た目に安心感を与え、防犯意識の向上につながり、犯罪企図者に対する抑止効果も高いと考えられている。

●SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進、サポートする、コミュニティ型のインターネットサイトのこと。「フェイスブック」や「ツイッター」など。

●NPO

Non-Profit Organizationの略。民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等の営利を目的としない団体。平成10年（1998年）12月に施行された特定非営利活動促進法により設立法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

●介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じ、心身の状況や生活環境に応じた適切な居宅また施設サービスを利用できるよう、サービス計画の作成や利用に際してのサービス事業者等との連絡調整を行う。

●介護者のつどい

在宅で寝たきりの方等を介護されている家族を対象に介護学習、レクリエーション、施設研修等を行い、気分転換（リフレッシュ）と介護者相互の交流を図ることを目的とした集い。

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成 12 年（2000 年）から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は志布志市であり、65 歳以上の者を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

●介護療養型医療施設

介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設。

●介護老人福祉施設

介護保険法に基づく、65 歳以上の者で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させる施設。

●介護老人保健施設

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

●虐待

自分の保護下にある者（人、動物等）に対し、長期間にわたって暴力を振るったり、日常的な嫌がらせや無視するなどの行為を行うこと。

●救急医療情報キット

万一の救急時に救急隊等に医療情報等を的確に伝え、適切に対応できるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を入れ自宅に保管するための専用の容器。

●行政告知端末

本市に整備されている行政告知端末で、緊急放送（自然災害発生の危険性による避難勧告等）、行政放送（行政からの連絡、情報）、自治会放送（自治会からのさまざまな情報をグループ別に放送）など、市内の各家庭に安全・安心・地域の情報を届けている。

●協働

市民、事業者そして行政が、それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの特性を認識・尊重しあい、信頼と理解にたって、それぞれ責任を分担しながら、共通の目的に向かって協力して働くこと。

●共同募金

社会福祉事業の費用を一般から公募する運動。昭和 22 年（1947 年）に、民間社会福祉事業を支援するため「国民たすけあい運動」として創設された共同募金は、昭和 23 年（1948 年）から「赤い羽根」が登場し、昭和 26 年（1951 年）には、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）により制度化された。

平成 12 年（2000 年）6 月に施行した社会福祉法により、共同募金の目的が新たに地域福祉の推進と位置付けられ、地域福祉活動、ボランティア、NPO など社会福祉制度に基づかない住民参加のさまざまな活動や事業への配分することが期待されている。

●居宅介護支援

介護保険における要介護認定者が、可能な限り自宅において、その有する能力に応じて自立した生活を送ることができるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者に対して適切な「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成する。

●緊急通報システム

一人暮らし高齢者など利用者に急病等緊急事態が発生した場合に、近隣協力者が安否確認を行い、必要に応じて近親者に連絡するシステムのこと。

利用者が緊急時にボタンを押すと、地域包括支援センターにつながり、地域包括支援センターが登録してある近隣協力者に連絡し、協力者による安否確認が行われる。

●緊急連絡カード

一人暮らし高齢者など、要援護者の見守り活動をするうえで、要援護者の急病等緊急時の連絡に対応するため情報が記入してあるカードのこと。かかりつけ医や緊急連絡先、見守り協力員などが記載しており、カードは社会福祉協議会、地区社会福祉協議会（民生委員）、要援護者本人が保持している。

●苦情相談窓口（苦情解決制度）

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図り、質の高いサービス提供を実現するための制度。社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は利用者等から苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。

●権利擁護

社会的弱者がさまざまな局面で不利益を被ることが無いように、弁護あるいは擁護する制度の総称。自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な状態にある人に代わって、援助者が代理してその権利の行使やニーズの表明を行うこと。

●高齢化率

総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合のことで、高齢化をはかる指標とされている。

●個人情報保護法

個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業者に対して個人情報の取り扱いを定めた法律で、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に全面施行された。

●子育てサロン

地域のボランティアが主催する、住民による子育て層の居場所づくり。子育ての孤立を防ぎ、親同士の交流や育児支援の場になっている。

●子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座など、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

さ行

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のこと。平常時においても常設されている組織がいくつかあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓発活動を行うボランティアの拠点の性格も有している。

近年は、地域防災計画に基づき、社会福祉協議会が設置主体となって、NPO やさまざまな機関と協働運営する事例が増えている。

●支え合いマップづくり

地域の「気になる人（支援が必要な人）」と周辺住民の関わり合いを線で結び、支え合いの実態を住宅地図にのせ、その結果から福祉のまちづくりへの取り組み課題を探し出すもの。

1 回あたり 50 世帯を目安に支え合いマップづくりを行う。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

主に町内会や自治会が母体となって、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体。

●指定管理者制度

これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO 法人、市民グループなどその他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度のこと。

●児童委員

地域の子ども達が元気に安心して暮らせるように、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●社会資源

利用者の生活ニーズを解決していくための物的・人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体など。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●住民参加型在宅福祉サービス

地域住民の参加、助け合いを基調とした、非営利・会員制・有償で行われるサービスのこと。具体的には、介護や日常生活上の支援を必要とする人に対して、食事の支度や掃除、洗濯、買い物等のサービスが行われている。運営形態には、①住民相互型、②社会福祉協議会運営型、③生協型、④農協型、⑤行政運営型、⑥施設運営型等がある。

●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。

●障がい者相談支援センター

地域で暮らす障がい者やその家族からさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整を行うことで、自立した生活が送れるよう総合的、継続的に支援を行う事業所。

●障がい者相談支援

地域で生活する障がいのある人や家族、関係機関の人たちからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

●少子高齢化

生まれてくる子どもの数が減少し、高齢者の割合が増えること。

●小地域ネットワーク活動

小地域において要援護者が生活を継続できるように近隣住民が中心になり、保健・福祉・医療関係者の協力を得て進める活動。社会福祉協議会活動として取り組まれており、見守り活動やふれあいサロンなどが行われている。

●食の自立支援事業（訪問給食サービス事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などで、虚弱、障がいなどにより食事の調理に困難な方に対し、本市では365日、昼、夜定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事（弁当）の提供をするとともに、利用者の安否確認を行っている。

●人権

誰でも生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利のこと。

●人権教育

学習者（児童・生徒など）の人権尊重のための知識、技術及び態度を養うことを目的とする、あらゆる教育活動の総称のこと。また、学習者に焦点を当てる場合には、人権学習と呼ばれることがある。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、肝臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

●スマートフォン

タッチパネルで操作できるパソコンに近い多機能携帯電話のこと。特にインターネットの使い勝手がいいのが特徴で、ホームページの閲覧、動画視聴、メールといったことが快適に行えるように設計してある。

●生活福祉資金

全国的な民間活動として、民生委員・児童委員によって始められた「しあわせを高める運動（世帯更生運動）」を契機に、昭和30年（1955年）に創設された「世帯更生資金貸付制度」が平成2年（1990年）に「生活福祉資金制度」と改正されたもので、「低所得者、高齢者、障がい者などに対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を確保すること」を目的としたもの。

貸付資金の種類は、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類で、貸付利子は、据置期間経過後、無利子又は年1.5%である。

なお、資金貸付の申し込みは、その居住地を担当地区とする民生委員・児童委員を通じて行い、市社会福祉協議会を経由して県社会福祉協議会に提出され、ここで貸付に関する決定が行われている。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●セルフネグレクト

成人が通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自分の健康・安全を損なうこと。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、孤独死に至る場合がある。防止するためには、地域社会による見守りなどの取り組みが必要とされる。自己放任。

●相談支援専門員

相談支援事業を実施する場合、相談支援専門員を置く必要があり、業務は障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う。実務経験と研修修了の両方を満たした場合のみ相談支援専門員の資格を得たことになる。

た行

●第三者委員相談

福祉サービスに関する苦情の申し出があった場合に、事業者は苦情受付担当者や苦情解決責任者を置き、中立を旨とする第三者である第三者委員を任命し、解決に努める苦情解決の仕組みのこと。

●男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。

●地域座談会

同じ地域に住む住民同士が、地域の課題や解決策を話し合う取り組み。

●地域包括支援センター

平成 17 年（2005 年）の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種が業務分担することになる。この 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●地区（校区）社会福祉協議会

住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくために小学校区（校区公民館）を単位に各地区に設置されている住民組織。地区社協会長（地区役員）や民生委員・児童委員を中心に構成されており、さまざまな地域福祉事業を通して福祉の風土づくりを進める活動を推進している。

●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設等に通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

な行

●日本赤十字社

昭和 27 年（1952 年）に制定された日本赤十字社法によって設立された認可法人。社員と呼ばれる個人、及び法人参加者の結合による社団法人類似組織である。

災害救援活動、国際活動、血液事業などを行っており、本社は東京都に所在し、全 47 都道府県に支部が設置されている。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

●認知症対応型共同生活介護

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を行うサービス。

●ネットワーク

一般的には、網目状の構造とその機能を意味するが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いられることが多い。地域における住民同士の複数のつながり（情報や感情の交流）などを指すものとして使われる。

●年少人口・生産年齢人口・老年人口

人口構造を三つに区分した場合の、0歳から14歳までの人口を年少人口、15歳以上65歳未満の生活活動に従事することが可能な年齢階層を生産年齢人口、65歳以上を老年人口という。

は行

●ハイゼックス

昭和33年（1958年）、日本で初めて製造を開始した高密度ポリエチレンのこと。災害時などにおいて、お米を炊く袋として用いられている。

●パブリックコメント

市が作成する重要な計画・条例案などに対して、市民から意見など募るとともに、寄せられた意見や要望に対する検討結果や考え方を公表する市民参加の方法。

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、「段差」などの物理的な障壁の除去ということが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている「社会的・制度的・心理的な」すべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリーマップ

障がい者や高齢者、小さな子ども連れなど、市民の誰もが安心して気軽に外出できるように、市内の主要公共施設、民間施設のバリアフリー情報を地図に落とし込んだもの。内容としては、車いす利用者対応駐車場、車いす利用者対応トイレ、点字ブロック、スロープ、オストメイト（人工肛門、人工ぼうこうを持つ人）に対応したトイレなどの情報がある。

●PDCAサイクル

従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する：**P l a n**（計画）、計画に沿って業務を行う：**D o**（実施・実行）、業務の実施が計画に沿っているかどうか確認する：**C h e c k**（点検・評価）、実施が計画に沿っていない部分を調べて処置する：**A c t i o n**（見直し・改善）。この4段階を順次行って1周したら、最後の**A c t i o n**を次のPDCAサイクルにつなげ、らせんを描くように1周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務改善する。PDCAは、このサイクルを構成する4段階の頭文字をつなげたもの。

●避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

●避難行動要支援者台帳

避難行動要支援者が、災害時における支援を地域で受けられるように、また地域内で安心・安全に暮らすことができるようにするため、地域の方々や関係機関が連携・協力しながら、情報共有を図り、災害時の避難支援や地域内の日頃の見守り活動等支援体制を構築するため整備された台帳のこと。

●福祉教育

社会福祉についての関心と理解を深め、社会福祉への主体的な参加と協働を促すことを目的とする教育活動のこと。社会福祉協議会などにより実践されているが、学校の総合的な学習の時間で取り上げられるようになり、「子ども達が、各々の立場や環境を理解しながら力を合わせて共に生きる」という、豊かな福祉観を育てていくための教育活動であると考えられ、実践されている。

●福祉サービス利用支援事業

福祉サービスが利用者主体の選択と契約に基づき供給される仕組みとなる中、成年後見制度を補完する形で、認知症高齢者などの自己決定能力の低下した者の福祉サービス利用を支援するための事業（金銭管理、書類預かり、契約代理）のこと。社会福祉協議会によって実施されている。

●福祉タクシー

本市では、通院や郵便局、銀行への用事、日常雑貨の購入等、日常移動に不便な状況の高齢者（70 歳以上）等の交通手段を確保するために、市内各地区で福祉タクシーを運行している。

●福祉避難所

一般的には、通常の避難所生活が困難な要援護者に対して、市内の福祉施設、老人介護施設、病院等を活用して、一時的に受け入れ保護する施設のこと。

●ふるさとづくり委員会

地域活性化プランに基づき「地域住民自ら実施できる事業」を展開しながら、地域の活性化をめざして、小学校区を単位とする市内 21 地区に「ふるさとづくり委員会」を設置している。

●ふれあいサロン

家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通じて生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点とする活動のこと。

●放課後児童クラブ（学童保育）

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。

●防災行政無線

市町村が整備する防災関係機関への連絡や、住民へ防災情報を伝達する無線通信システム。野外に設置したスピーカー等で、住民に一齐に通報を行う通信システムは「同報系」、また災害現場から情報を収集するため、携帯又は車に搭載して利用する通信システムは「移動系」と呼ばれている。

●防災マップ

特定の災害を対象とせず、避難経路や避難場所、防災機関等の情報を表した地図のこと。防災マップの一つとしてハザードマップがあるが、これは自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予想される災害の発生日点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

●訪問介護

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受ける者について、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

●訪問看護

介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。

●訪問入浴介護

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において、浴槽を積んだ入浴車などで訪問し、入浴を介助するサービス。1回ごとのサービスは、原則的に看護職員1人と介護職員2人で担当する。

●ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・社会性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

●ボランティア活動活動センター

社会福祉協議会内に設置されているセンターで、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報紙の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

●ボランティアコーディネーター

日本ボランティアコーディネーター協会（JVCA）では、ボランティアコーディネーターについて、『市民のボランタリーな活動を支援し、その際において、ボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民、又は組織をつないだり、組織内の調整を行うスタッフ』ととらえている。

本市では、社会福祉協議会のボランティア活動センターに、ボランティアコーディネーターを配置して活動を支援している。

●ボランティアポイント制

次代を担う子ども達のボランティア活動に取り組むきっかけづくりと定着を図るために、地域活動に参加した小学生・中学生にポイントを付与するもの。一定のポイントに達したら活動認定書を交付して顕彰するもので、社会福祉協議会が行っている活動。

ま行

●見守り協力員

地区社会福祉協議会（校区公民館）単位で、地区内の一人暮らし高齢者など要援護者宅を定期的に訪問し、見守り、安否確認を行う見守り活動の協力者。近隣住民やボランティアの方々が見守り協力員となっている。

●見守りネットワーク（近隣福祉ネットワーク）

小地域を単位として、近隣住民や地域の団体等が組織的に連携を図りながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して住みなれた地域で暮せるような地域づくりを進める活動。

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

ら行

●朗読ボランティア

視覚障がい者、高齢者の情報伝達の手段として、本市では、毎月発行される市報を朗読ボランティア会員がCD・テープ等に録音して、利用者の自宅に届ける活動を行っている。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

わ行

●ワークショップ

工房、作業場など共同で何かを作る場所を意味する言葉であるが、転じて住民参加のまちづくりなどでは、参加者が主体となって積極的に「参画」や「体験」をし、提案などをまとめる手法のことを指す。